○越前市市長部局の情報の公開に関する規則

平成17年10月1日

規則第21号

改正 平成23年7月20日規則第19号

(題名改称)

平成25年3月22日規則第17号

平成26年3月31日規則第17号

平成28年3月23日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長部局の情報の公開について、越前市情報公開条例(平成 17年越前市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(平 2 3 規則 1 9 · 一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 (公文書の開示請求)

- 第3条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおり とする。
  - (1) 開示方法の区分
  - (2) その他市長が定める事項
- 2 条例第6条第1項に規定する請求書の提出は、越前市公文書開示請求書(様式 第1号)により行うものとする。

(公文書の開示の決定の通知)

- 第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、越前市公文書開示決定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 条例第7条第3項の規定による通知は、越前市公文書開示決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 条例第7条第4項の規定による通知は、越前市公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式第4号)により行うものとする。

(第三者の意見聴取)

第5条 条例第7条第6項の規定により、第三者の意見を聴こうとするときは、 書面により行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、 口頭又は開示するかどうかの判断に当たり必要な範囲で行うことができる。

(第三者への通知)

第6条 前条の規定により第三者から意見を聴取した場合において、当該請求に 対する決定をしたときは、第三者関係公文書開示決定通知書(様式第5号)により 当該第三者に通知するものとする。

(事案の移送)

- 第7条 条例第8条第1項の規定による通知は、請求事案移送通知書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 条例第8条第2項の規定により、移送を受けた市長が条例第9条第1項の規 定による決定をしたときは、市長において当該開示を実施するものとする。
- 3 市長は、条例第8条第1項の規定により、他の実施機関に対し、事案を移送 したときは、当該他の実施機関に必要な協力をするものとする。

(公文書の閲覧の方法及び写しの交付)

- 第8条 公文書を閲覧する者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を 丁寧に取り扱うこととし、これを汚損し、破損し、又は改ざんしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、公文書の閲覧を中止させることができる。
- 3 公文書の写し(条例第9条第2項の規定による写しを含む。)の作成方法は、 別に定める。
- 4 公文書の開示又は公文書の本人開示を実施する場合において、公文書の写し を交付するときの交付部数は、当該公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

- 第8条の2 条例第9条第3項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。
  - (1) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができ

る電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物若しくはそれを複写した 物の閲覧又は交付

- (2) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁 的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複写した物を再生したものの 閲覧、聴取又は視聴
- 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、当該複写した物の交付とすることができる。

(公文書の開示の日時及び場所の通知)

第9条 条例第9条第4項の規定による市長が定める日時及び場所についての通知は、第4条第1項に規定する通知書により行うものとする。

(情報公開の総合的な推進)

- 第9条の2 条例第15条に規定する情報公開の総合的な推進は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市民生活の利便性の向上に資すると認められる行政資料等の積極的な収集
  - (2) 次に掲げる方法による情報の提供
    - ア 行政資料室に置く資料の充実
    - イ 市のホームページへの掲載
    - ウ 広報紙等への掲載
    - エ報道機関への情報提供
    - オ その他適当と認められる方法によるもの
  - (3) 附属機関等の会議を公開することに関する指針で定めた方法

(出資法人の情報公開)

- 第9条の3 条例第16条に規定する市長が定める出資法人は、公益財団法人越 前市文化振興・施設管理事業団とする。
- 2 前項に定める出資法人のほか、次に掲げるものについては、当該法人の定款 等のほか経営状況等に関する資料で市長が保有するものを行政資料室に置く。
  - (1) タケフ都市開発株式会社

(2) 一般財団法人越前たけふ農業公社

(平 2 3 規則 1 9 · 平 2 6 規則 1 7 · 一部改正)

(写しの作成等の費用等)

- 第10条 条例第17条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別に 定める。
- 2 条例第17条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、別に定める 送付の方法により、実際に要する料金等の額とする。
- 3 条例第17条第2項の規定により前納された費用は、返還しない。ただし、 市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(検索資料)

- 第11条 条例第19条の規定による公文書の検索に必要な資料は、越前市情報 公開目録(以下「情報公開目録」という。)とする。
- 2 情報公開目録は、市長が指定する場所に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

- 第12条 条例第21条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を市長 が発行する広報紙に掲載する方法により行うものとする。
  - (1) 請求の件数
  - (2) 決定の件数
  - (3) 異議申立ての件数及びその処理状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年7月20日規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は平成23年8 月1日から、第6条及び次項の規定は平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第17号)

# (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した 用紙は、所要の調整を行い、使用することができる。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

越前市公文書開示請求書

越前市長 殿

(1) 請求する公文書

請求者 住 所 (所在地) ふりがな 氏 名 (法人等名称: 代表者氏名) 電話番号 郵便番号

越前市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。 該当する事項について□内にレ点を記入してください。

の件名又は内容					請求する公文書が特定できるよう、その概要を具体的に記入してください。					
(2) 開示方法の区分			この区	分	□ 閲覧 □ 写しの交付 □ 視聴					
	整	理	番	号						
市記入欄	主	管	課	係	電話( — — ) 内線電話					
	備			考	□写しの送付希望(公文書の本人開示請求の場合は原則 不可) 請求者が法人等であるときは、担当者の氏名、連絡先、 電話番号を記入してください。					
越前市情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。 〒915—8530 越前市役所 部 課 電話番号 0778—22—3000(代表) 内線										
					課実施機関の主管課					

第 뭉 年 月  $\exists$ 

#### 越前市公文書開示決定通知書

様

越前市長

印

日に請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定し 月 ましたので通知します。

	文書の は内容	件名											
決	定の	区分		全部開示			部分	開示			不開示		
開	日	時			年	月		∃ (	) 午	前・午後	時	分	
示	場	所								にお越し	しくださ	い。	
全部又は	開示し ことと した部	決定		全部 一部→									
一部の不開示	開示し 理由	ない											
不開示	開示がになる						年	月	日				
主	管部	果 係	電話	舌( -		_	)	内線					
備		考											

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書を提出してください。
  - 「開示が可能になる期日」欄は、当該開示をすることができない理由がなく なる時期を、あらかじめ明らかにすることができるときだけ記入してあります。 その時点で開示を希望する場合は、その日以降に改めて請求してください。
  - 3 指定された開示の日時に来庁できないとき、及びこの決定に対するお問い合 わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
  - 4 越前市情報公開制度に関する問合わせ先は、次のとおりです。

〒915-8530 越前市役所 部 課

電話番号 0778-22-3000(代表) 内線

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
  2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  注 越前市長以外がこの処分を行うときは、この様式中「越前市長」とあるのは、「その処分を行った機関の名称」とする。

様式第3号(第4条関係)

第 号 年 月 日

#### 越前市公文書開示決定期間延長通知書

様

印 越前市長

年 月 日に請求のありました公文書の開示については、次の理由により、 越前市情報公開条例第7条第1項に規定する期間内に、同項の決定をすることができないため、 次のとおり通知します。なお、当該請求に係る決定を行ったときは、速やかに書面で通知し ます。

公 文 書 の 件 名 又 は 内 容	
当初の決定 期 限	年 月 日
延長後の決 定 期 限	年 月 日
延長の理由	
主 管 課 係	越前市 電話( — — )內線
備考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
  - 2 越前市情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-8530 越前市役所 部 課

電話番号 0778-22-3000(代表) 内線

様式第4号(第4条関係)

第 号 年 月 日

越前市公文書開示決定等期間特例延長通知書

様

## (実施機関名)

(1)

年 月 日に請求のありました公文書の開示については、越前市情報公開 条例第7条第4項に規定する期間内に、同項の決定をすることができないため、決定する期 間を延長しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	
越前市情報公開条例第 7条第3項の規定による 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記請求のうち、開示 請求があった日の翌日 から起算して60日以内 に開示決定等をする部 分	
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日
条例第7条第4項を適用 する理由(特例延長の 理由)	
主 管 課	越前市 電話( — — )内線
備考	

様式第5号(第6条関係)

第 号 年 月 日

### 第三者関係公文書開示決定通知書

様

越前市長

年 月 日付け 第 号で照会し、御意見をいただきましたあなたに関 する情報が記録されている公文書の開示について、次のとおり決定しましたので通知しま

公 文 書 の 件 名又は内容	
決定の内容	□ 全部開示 □ 部分開示 □ 不開示 (理由)
開示の年月 日	年 月 日
主 管 課 係	越前市 電話( 一 一 )内線
備考	整理番号

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
  - 2 越前市情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-8530 越前市役所 部 課

電話番号 0778-22-3000(代表) 内線

様式第6号(第7条関係)

第 号 年 月 日

### 請求事案移送通知書

越前市長

年 月 日に請求のありました公文書の開示については、次のとおり移送 しましたので通知します。

請求書にお ける公又 の件名 内容	
移送を ま事 は の 件名 又 は 容	(この事案については、移送を受けた次の実施機関が開示をするかどう か決定します。)
移送を受けた 実施機関	主管課 越前市電話番号( — —
移送の理由	
移送をしな おった請求 事案の件名 又は内容	(この事案については、当機関が開示をするかどうか決定します。)
当機関の主 管課係	越前市 電話( — — )内線
備考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、移送を受けた実施機関の主管課係に直 接お願いします。
  - 2 越前市情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-8530 越前市役所 部 課

電話番号 0778-22-3000(代表) 内線

様式第1号(第3条関係)

(平 2 5 規則 1 7 · 一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平25規則17・全改、平28規則6・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)